

雇用ニュース

2
2010



タイトル「霞ヶ浦の冬漁(かすみがうら市)」 いばらき自然環境フォトコンテスト 入選 丸森 勝造さん

◆◆雇用保険の加入手続きはきちんとなされていますか!◆◆

CONTENTS おもな内容

- 県内の雇用情勢.....2
- 新卒者体験雇用事業のご案内.....3~4
- 高年齢者職業相談室廃止のお知らせ.....5
- 雇用調整助成金(中小企業緊急雇用安定助成金)の要件緩和について.....5
- 労働基準法の一部改正法が成立.....6~7
- 茨城県雇用関係主要指標.....8

茨城労働局職業安定部

ホームページアドレス <http://www.ibarakiroudoukyoku.go.jp>

有効求人倍率0.39 雇用情勢は、依然として厳しい

有効求人人数(原数値)は31か月連続の減少、有効求職者数(原数値)は16か月連続の増加

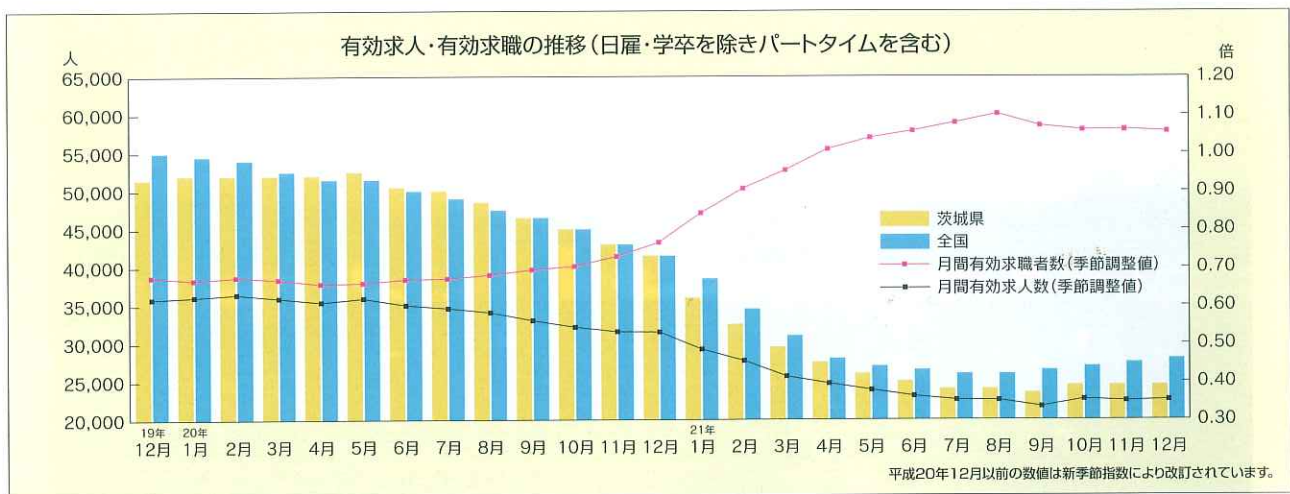
1. 概況

12月の雇用失業情勢をみると、新規求人数は8,305人で前年同月に比較して19.3%の減少と29か月連続の減少となりました。新規求職者数は9,823人と同2.0%の増加となりました。

なお、雇用形態別に見ると一般は同2.5%の減少となりました。また、パートタイムは同16.6%の増加となりました。

有効求人人数(原数値)は21,956人で、前年同月比で27.6%の減と31か月連続の減少となりました。一方、有効求職者数(原数値)は、51,965人(同34.2%増)と、16か月連続の増加となりました。

また、求職者1人当たりの求人数を示す有効求人倍率は、0.39倍(季節調整値)と前月と同ポイントになりました。なお、原数値は0.42倍と前年同月比で0.36ポイントの低下となりました。



2. 新規求人の動き

新規求人数は8,305人となり、前年同月比で19.3%の減少となりました。

産業別にみると、卸売・小売業(同43.0%減)、情報通信業(同41.9%減)、サービス業(同33.4%減)、運輸・郵便業(同29.3%減)、建設業(同24.8%減)、宿泊・飲食サービス業(同14.2%減)、医療・福祉(同12.7%減)、製造業(同7.2%減)で減少し、学術研究・専門・技術サービス業(同19.1%増)、その他の業種(同7.2%増)、生活関連サービス・娯楽業(同3.1%増)は、増加しました。規模別に見ると新規求人数の約半数(53.3%)を占める29人以下(同21.8%減)、30~99人(同25.1%減)、100~299人(同6.7%減)で減少し、300~499人(同41.2%増)、500人以上(同7.3%増)で増加しました。

雇用形態別では、一般常用は前年同月比26.5%減少し、パートタイムも同18.9%の減少となりました。

3. 新規求職の動き

新規求職者数は9,823人となり、前年同月比で2.0%の増加となりました。

雇用形態別の割合では、一般が73.2%(前年同月76.6%)と3.4ポイント下回り、求職者数では前年同月比で2.5%の減少となりました。一方、パートタイムは26.8%(前年同月23.4%)と3.4ポイント上回り、求職者数では同16.6%の増加となりました。

また、常用(パートタイムを含む)で見ると、新規求職者数のうち、34歳以下の若年者の占める割合は39.0%となり、前年同月(42.1%)を3.1ポイント下回り、若年求職者数では前年同月比で5.6%の減少となりました。同じく、パートタイムを含む新規求職者数のうち、60歳以上の高齢者の占める割合は12.2%となり、前年同月(10.2%)を2.0ポイント上回り、高齢求職者数では同22.0%の増加となりました。

4. 失業の動き

失業の動きを雇用保険業務でみると、受給資格決定件数は2,301件で、前年同月に比較し11.3%の減少となりました。また、新規求職者数に占める割合は23.4%と、前年同月(26.9%)を3.5ポイント下回りました。

雇用保険受給者実人員は、15,108人で、前年同月比では50.5%増(13か月連続の増)となりました。被保険者資格喪失者のうち事業主都合離職者は767人で、割合で12.0%(前年同月18.4%)となりました。事業主都合離職者数では同45.0%減となりました。

(事業主の方へ)

新卒者体験雇用事業のご案内

～就職先が未決定の新規学卒者を、**体験雇用(31日間・有期雇用)**として受け入れる事業主の方に、**新卒者体験雇用奨励金(対象者1人につき月額8万円)**を支給します!～

当事業は、就職先が未決定の新規学卒者の方を対象に、体験的な雇用機会を設けることにより、就職先の選択肢を広げるとともに、求職者と事業主との相互理解を深め、その後の正規雇用への移行を促進するものです。

※当事業は、平成22年度限りの時限措置です。

※体験雇用終了後の正規雇用への移行は、他の雇入れ助成金の支給対象にはなりません。

体験雇用事業の対象者

次の①、②のいずれにも該当する者のうち、正規雇用の実現や雇用機会の確保のためには、体験雇用を経ることが適当であると安定所長が認める者

- ①平成21年10月から平成22年9月末までに卒業した者で、雇入れ開始日現在の満年齢が40歳未満の者
- ②ハローワークに求職登録を行い、就職先が未決定の者

※平成23年3月末までに体験雇用を開始した対象者が奨励金の支給対象となります。

体験雇用の内容

1. ハローワークに体験雇用求人を登録する必要があります。

2. 体験雇用は31日間の有期雇用です。

※ 体験雇用の開始日は卒業日の翌日以降となります。(ただし、中学生については、労働基準法第56条第1項の規定により、4月1日以降となります。)

※ 労働基準法等の労働関係法令に基づき、対象者との間で有期雇用契約を結び、賃金を支払います。

3. 体験雇用開始の日から10日以内に「体験雇用実施計画書」の提出が必要です(提出に当たっては、対象者の同意を得る必要があります)。

※ 体験雇用期間中の賃金、労働時間等については、体験雇用の開始に当たり安定所に提出いただく「体験雇用実施計画書」において、予め定めていただく必要があります。

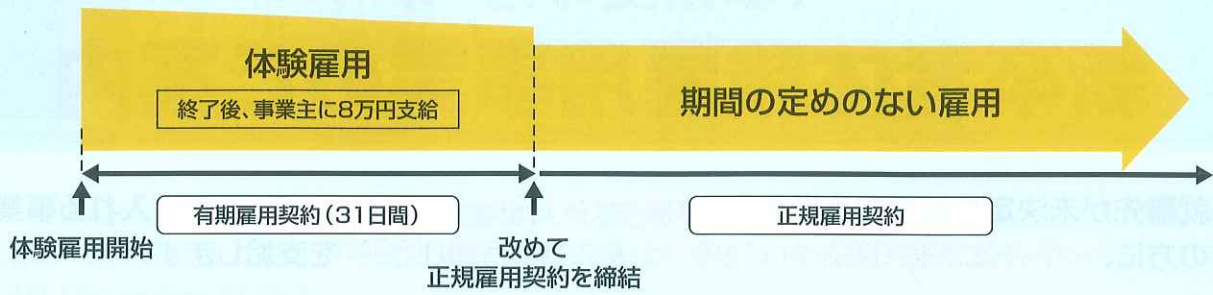
なお、体験雇用期間中の労働時間は、原則として、事業所の通常の労働者の1週間の所定労働時間と同程度(30時間を下回らない)です。

※ 「体験雇用実施計画書」に定めていただくことになる「正規雇用へ移行するための要件」を対象者が満たした場合は、特段の事情が無い限り、体験雇用終了後には正規雇用に移行することになります。

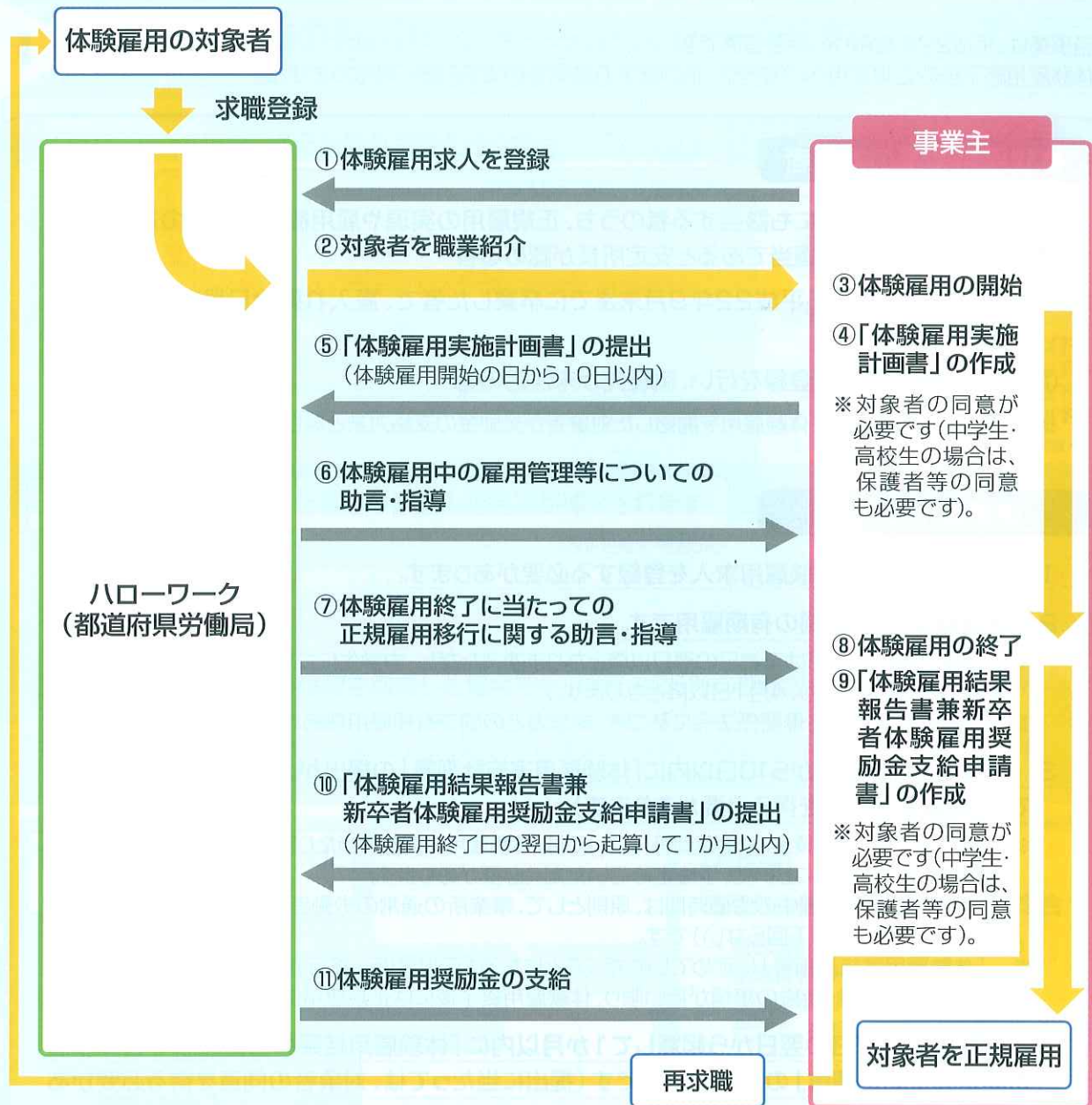
4. 体験雇用終了日の翌日から起算して1か月以内に「体験雇用結果報告書兼新卒者体験雇用奨励金支給申請書」の提出が必要です(提出に当たっては、対象者の同意を得る必要があります)。

5. 審査終了後、対象者1人当たり8万円の奨励金を支給します。

体験雇用事業のイメージ図



体験雇用事業の流れ



奨励金の支給にはその他にも一定の要件がありますので、詳しくは茨城労働局又は最寄りのハローワークにお問い合わせください。

高年齢者職業相談室廃止のお知らせ

地方公共団体と連携し、おおむね55歳以上の方を対象にお仕事の相談や紹介などを行ってまいりました「高年齢者職業相談室」の業務については、行政刷新会議の事業仕分けにおいて、「廃止」という評価結果が示されました。

そのため、県内3箇所に設置しておりました「高年齢者職業相談室」が、平成21年度をもって廃止となります。今後は、最寄りの各ハローワークをご利用ください。

名称	所在地	廃止日(最終日)
日立市高年齢者職業相談室	日立市末広町1-1-2 日立市勤労青少年ホーム1F	平成22年3月26日(金)
石岡市高年齢者職業相談室	石岡市国府5-7-1 石岡市国府地区公民館内	平成22年3月26日(金)
龍ヶ崎市高年齢者職業相談室	龍ヶ崎市馴馬町3203 龍ヶ崎市役所第2庁舎	平成22年3月26日(金)

雇用調整助成金(中小企業雇用安定助成金)の要件緩和

雇用調整助成金(中小企業雇用安定助成金)については、以下のとおり要件緩和を行いました。

【生産量要件の緩和】

1. 雇用調整助成金

現行の生産量要件(※1)を満たす事業主に加え、対象期間(※2)の初日が平成21年12月14日から平成22年12月13日の間にあるものに限り、「売上高又は生産量の最近3カ月間の月平均値が前々年同期に比べ10%以上減少し、直近の決算等の経常損益が赤字である事業所の事業主」についても利用が可能になります。

- ※1 売上高又は生産量の最近3か月間の月平均値がその直前3か月又は前年同期に比べ5%以上減少していること
- ※2 事業主の方が初回の計画届を提出した際に自ら指定する助成対象となる期間(1年間)をいい、生産量要件は対象期間ごと(1年ごと)に確認します

2. 中小企業緊急雇用安定助成金

現行の生産量要件(※1)を満たす事業主に加え、対象期間(※2)の初日が平成21年12月2日から平成22年12月1日の間にあるものに限り、「売上高又は生産量の最近3カ月間の月平均値が前々年同期に比べ10%以上減少し、直近の決算等の経常損益が赤字である中小企業」についても利用が可能になります。

- ※1 売上高又は生産量の最近3か月間の月平均値がその直前3か月又は前年同期に比べ5%以上減少していること(ただし、直近の決算等の経常損益が赤字であれば5%未満の減少でも可)
- ※2 事業主の方が初回の計画届を提出した際に自ら指定する助成対象となる期間(1年間)をいい、生産量要件は対象期間ごと(1年ごと)に確認します

詳細については、茨城労働局職業安定部職業対策課(☎029-224-6219)
又は最寄りのハローワークにお問い合わせください。

労働基準法の一部改正法が成立

～平成22年4月1日から施行されます～

長時間労働を抑制し、労働者の健康確保や、仕事と生活の調和を図ることを目的とする「労働基準法の一部を改正する法律」（平成20年法律第89号）が、平成20年12月12日に公布され、平成22年4月1日から施行されます。

このリーフレットでは、改正のポイントを解説しています。内容をご理解いただき、長時間労働の抑制等に向けて積極的な取り組みをお願いします。

1 時間外労働の割増賃金率が引き上げられます

(中小企業については、当分の間、適用が猶予されます)

1か月に60時間を超える時間外労働を行う場合・・・50%以上

(改正法第37条第1項、第138条)

- 1か月60時間を超える時間外労働については、法定割増賃金率が、現行の25%から50%に引き上げられます。(注1)
- ただし、中小企業については、当分の間、法定割増賃金率の引上げは猶予されます。(注2)(※)

(注1) 割増賃金率の引上げは、時間外労働が対象です。

休日労働(35%)と深夜労働(25%)の割増賃金率は、変更ありません。

(注2) 中小企業の割増賃金率については、施行から3年経過後に改めて検討することとされています。

※猶予される中小企業

① 資本金の額または出資の総額が
小売業・・・5,000万円以下
サービス業・・・5,000万円以下
卸売業・・・1億円以下
上記以外・・・3億円以下
または

② 常時使用する労働者数が
小売業・・・50人以下
サービス業・・・100人以下
卸売業・・・100人以下
上記以外・・・300人以下

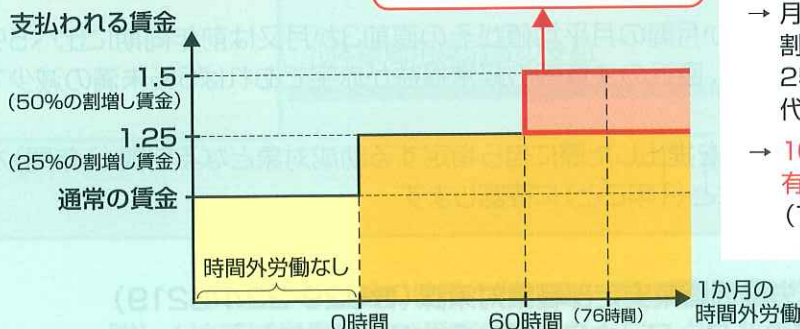
(注) 事業場単位ではなく、企業(法人または個人事業主)単位で判断します。

割増賃金の支払に代えた有給の休暇の仕組みが導入されます

(改正法第37条第3項)

- 事業場で労使協定を締結すれば、1か月に60時間を超える時間外労働を行った労働者に対して、改正法による引上げ分(25%から50%に引き上げた差の25%分)の割増賃金の支払に代えて、有給の休暇を付与することができます。(注1)
 - 労働者がこの有給の休暇を取得した場合でも、現行の25%の割増賃金の支払は必要です。(注2)
- (注1) この有給の休暇は、長時間の時間外労働を行ったときから一定の近接した期間内に、半日単位などまとまった単位で付与することが考えられますが、詳細は改正法の施行までに、労働政策審議会で議論の上、厚生労働省令で定められます。
- (注2) 労働者が実際に有給の休暇を取得しなかった場合には、50%の割増賃金の支払が必要です。

【図】割増賃金の支払に代えた有給の休暇の仕組み



事業場で労使協定を締結すれば、割増賃金の支払に代えて、有給の休暇付与も可能

【具体例】

時間外労働を月76時間行った場合

- 月60時間を超える16時間分の割増賃金の引上げ分25%(50%-25%)の支払に代えて、有給の休暇付与も可能
- 16時間×0.25=4時間分の有給の休暇を付与(76時間×1.25の賃金の支払は必要)

2

割増賃金引上げなどの努力義務が労使に課されます

(企業規模にかかわらず、適用されます)

限度時間(1か月45時間)を超える時間外労働を行う場合…25%を超える率

- 「時間外労働の限度基準」(平成10年労働省告示第154号:限度基準告示)により、1か月に45時間を超えて時間外労働を行う場合には、あらかじめ労使で特別条項付きの時間外労働協定を締結する必要がありますが、新たに、

① 特別条項付きの時間外労働協定では、月45時間を超える時間外労働に対する割増賃金率も定めること

② ①の率は法定割増賃金率(25%)を超える率とるように努めること

③ 月45時間を超える時間外労働をできる限り短くするように努めること

が必要となります。(注1)(注2)

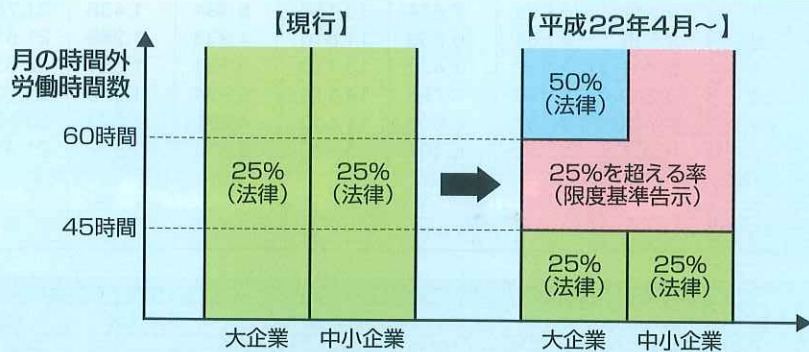
(注1) 労使は、時間外労働協定の内容が限度基準告示に適合したものとなるようにしなければなりません。

(労働基準法第36条第3項)

(注2) 今後、改正法の施行までに、労働政策審議会で議論の上、限度基準告示が改正される予定です。

【図】時間外労働に対する割増賃金率の仕組み

※1、2の改正内容を図にすると右のようになります。



3

年次有給休暇を時間単位で取得できるようになります

(企業規模にかかわらず、適用されます)

(改正法第39条第4項)

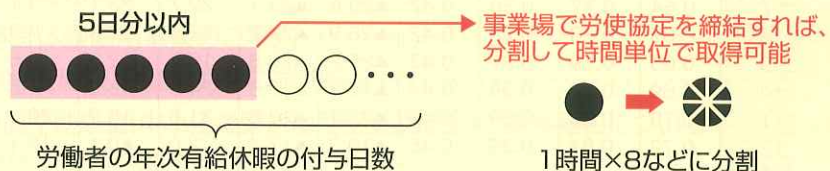
- 現行では、年次有給休暇は日単位で取得することとされていますが、事業場で労使協定を締結すれば、1年に5日分を限度として時間単位で取得できるようになります。(注1)(注2)
- 年次有給休暇を日単位で取得するか、時間単位で取得するかは、労働者が自由に選択することができます。(注3)

(注1) 所定労働日数が少ないパートタイム労働者の方なども、事業場で労使協定を締結すれば、時間単位で取得できるようになります。

(注2) 1日分の年次有給休暇が何時間分の年次有給休暇に当たるかは、労働者の所定労働時間をもとに決めることとなりますが、詳細は改正法の施行までに、労働政策審議会で議論の上、厚生労働省令で定められます。

(注3) 例えば、労働者が日単位で取得することを希望した場合に、使用者が時間単位に変更することはできません。

【図】時間単位年休の仕組み



 厚生労働省・茨城労働局・労働基準監督署

厚生労働省のホームページもご覧ください。 <http://www.mhlw.go.jp/topics/2008/12/tp1216-1.html>

(H20.12)

茨城県雇用関係主要指標

年・月	項目	新規求人数			新規求職申込件数			月間有効(月平均)		就職件数 全数	雇用保険受給者 実人員 (基本手当分)	
		全数	うち 2次産業	うち 3次産業	全数	うち 若年者	うち 高年齢者	求人全数	求職全数			
18年度	月平均	14,616	4,169	10,358	11,024	5,162	1,986	39,530	41,435	3,422	10,350	
19年度	月平均	13,633	3,776	9,730	10,299	4,731	1,914	37,453	38,772	3,234	9,490	
20年度	月平均	11,755	2,790	8,888	11,656	5,030	1,258	32,089	42,176	3,115	10,422	
20年	4月	13,054	3,564	9,381	13,262	5,653	1,900	35,832	40,853	3,306	8,137	
	5	12,240	3,115	9,056	10,738	4,666	1,221	34,340	40,466	3,149	9,299	
	6	11,533	2,901	8,541	10,382	4,443	1,080	33,163	40,201	3,179	9,645	
	7	13,121	3,575	9,478	10,165	4,488	1,035	33,521	39,783	3,263	10,418	
	8	11,761	3,168	8,542	8,908	4,013	910	32,629	38,468	2,725	10,328	
	9	13,181	3,392	9,697	11,242	4,913	1,129	34,530	39,659	3,411	10,307	
	10	12,404	3,316	9,012	11,321	4,793	1,278	34,001	40,623	3,526	10,124	
	11	11,262	2,434	8,761	9,167	4,006	923	32,380	39,621	2,840	9,533	
	12	10,294	2,045	8,185	9,631	4,052	981	30,329	39,721	2,582	10,036	
	21年	1月	11,168	2,312	8,796	14,861	6,467	1,561	28,622	43,320	2,707	10,581
		2	10,805	1,868	8,869	14,680	6,162	1,436	28,354	48,792	3,011	12,235
		3	10,240	1,795	8,338	15,514	6,699	1,645	27,368	54,610	3,684	14,423
21年	4月	9,848	2,005	7,758	18,433	7,252	2,690	25,207	59,937	3,368	16,346	
	5	8,052	1,568	6,397	13,219	5,381	1,587	22,614	59,931	2,906	19,504	
	6	9,210	1,781	7,314	13,979	5,765	1,535	22,139	60,929	3,314	20,349	
	7	9,242	1,974	7,214	13,180	5,434	1,438	21,764	60,609	3,363	20,398	
	8	8,595	1,865	6,650	11,816	4,938	1,289	21,519	59,108	2,968	19,748	
	9	9,793	2,232	7,472	13,110	5,394	1,351	22,851	57,898	3,500	18,594	
	10	10,256	2,446	7,755	14,116	5,554	1,646	23,803	58,197	3,686	17,199	
	11	8,774	2,187	6,509	11,148	4,565	1,273	23,106	55,877	3,416	16,199	
	12	8,305	1,779	6,467	9,823	3,824	1,197	21,956	51,965	2,998	15,108	
	22年	1月										
		2										
		3										

年・月	項目	求人倍率(季調値)(倍)				前年同月比増減率(%)								全国完全失業者		
		新規		有効		新規求人		新規求職		就職件数		受給者実人員		実数 (万人)	失業率 (季調値・%)	
		茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国			
18年度	月平均	1.33	1.56	0.96	1.06	2.3	1.7	▲ 5.5	▲ 2.8	▲ 4.3	▲ 0.2	▲ 11.3	▲ 6.6	271	4.1	
19年度	月平均	1.32	1.47	0.97	1.02	▲ 6.5	▲ 9.0	▲ 6.4	▲ 3.7	▲ 5.4	▲ 5.7	▲ 8.2	▲ 2.5	255	3.8	
20年度	月平均	1.04	1.10	0.78	0.78	▲ 12.8	▲ 15.6	13.7	11.7	▲ 3.0	▲ 3.8	11.6	8.3	275.1	4.1	
20年	4月	1.29	1.36	0.94	0.93	▲ 9.7	▲ 12.6	3.1	1.1	▲ 6.0	▲ 19.8	▲ 4.7	▲ 2.6	275	4.0	
	5	1.27	1.33	0.95	0.93	▲ 6.8	▲ 15.6	▲ 3.4	▲ 6.0	▲ 7.1	▲ 15.8	▲ 7.7	▲ 7.4	270	4.0	
	6	1.19	1.27	0.91	0.90	▲ 12.2	▲ 17.0	1.6	1.3	▲ 2.8	▲ 7.1	▲ 2.2	▲ 3.1	265	4.1	
	7	1.18	1.24	0.90	0.88	▲ 10.8	▲ 13.5	2.5	3.8	▲ 2.2	▲ 1.4	▲ 0.6	▲ 1.8	256	4.0	
	8	1.19	1.21	0.87	0.85	▲ 11.8	▲ 21.3	▲ 6.9	▲ 5.4	▲ 11.2	▲ 11.2	▲ 3.1	▲ 5.6	272	4.1	
	9	1.10	1.16	0.83	0.83	▲ 10.2	▲ 13.4	15.7	11.8	5.1	2.4	5.0	2.6	271	4.0	
	10	1.05	1.11	0.80	0.80	▲ 13.6	▲ 18.1	▲ 0.3	4.8	▲ 1.6	▲ 5.7	1.3	▲ 0.3	255	3.8	
	11	1.02	1.05	0.76	0.76	▲ 15.9	▲ 23.7	3.0	2.7	▲ 11.9	▲ 12.8	▲ 0.5	▲ 1.3	256	4.0	
	12	0.91	1.05	0.73	0.73	▲ 4.1	▲ 12.0	40.5	29.3	0.4	0.2	9.4	9.5	270	4.3	
	21年	1月	0.75	0.92	0.62	0.67	▲ 23.7	▲ 18.4	35.5	30.7	4.8	4.9	17.9	14.1	277	4.1
		2	0.75	0.77	0.55	0.59	▲ 24.8	▲ 12.3	30.8	30.2	▲ 7.3	▲ 2.3	43.3	33.8	299	4.4
		3	0.72	0.76	0.49	0.52	▲ 19.1	▲ 22.3	42.2	36.2	▲ 2.2	2.8	75.9	59.1	335	4.8
21年	4月	0.69	0.77	0.45	0.46	▲ 24.6	▲ 26.5	39.0	28.8	1.9	0.8	100.9	76.3	346	5.0	
	5	0.67	0.75	0.42	0.44	▲ 34.2	▲ 34.5	23.1	14.8	▲ 7.7	▲ 6.6	109.7	70.3	347	5.2	
	6	0.71	0.76	0.40	0.43	▲ 20.1	▲ 22.3	34.6	29.8	4.2	8.6	111.0	78.1	348	5.4	
	7	0.64	0.77	0.38	0.42	▲ 29.6	▲ 23.4	29.7	23.1	3.1	8.5	95.8	64.8	359	5.7	
	8	0.67	0.76	0.38	0.42	▲ 26.9	▲ 24.2	32.6	22.5	8.9	16.5	91.2	60.0	361	5.5	
	9	0.65	0.79	0.37	0.43	▲ 25.7	▲ 20.8	16.6	12.9	2.6	7.9	80.4	50.2	363	5.3	
	10	0.69	0.78	0.39	0.44	▲ 17.3	▲ 18.8	24.7	13.2	4.5	8.9	69.9	43.2	344	5.1	
	11	0.70	0.80	0.39	0.45	▲ 22.1	▲ 13.8	21.6	18.2	20.3	20.8	69.9	43.1	331	5.2	
	12	0.72	0.87	0.39	0.46	▲ 19.3	▲ 17.4	2.0	▲ 0.1	16.1	18.3	50.5	30.7	317	5.1	
	22年	1月														
		2														
		3														

- (注) 1. 学卒・日雇を除き、パートタイムを含む。
 2. 新規求職申込件数のうち若年者欄は、平成18年4月から「34歳以下のパートを含む常用」に対象を変更(18.3月までは、29歳以下のパートを除く常用)
 3. 新規求職申込件数のうち高年齢者欄は、平成20年4月から「60歳以上のパートを含む常用」に対象を変更(20.3月までは、55歳以上のパートを除く常用)
 4. ▲印は減少を示す。
 5. 求人倍率と全国完全失業者については月平均。
 6. 平成20年12月以前の季調値は季節調整値替えにより改訂されている。